

東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年9月から平成24年3月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲及び金額

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について、170万7860円の支払義務があることを認める。

#### 記

#### 1 損害項目

就労不能損害

#### 2 損害発生期間

自 平成23年9月1日

至 平成24年3月31日

### 第2 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、40万9521円を支払済みであることを確認する。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項所定の期間に限る。）については、本和解条項に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するために、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名捺印又は記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月29日

（仲介委員 細川大輔）